

議第188号 契約の変更について

1 変更の趣旨

令和6年第1回呉市議会（3月定例会）における議決に基づき締結した港町小学校校舎等解体撤去工事に係る請負契約について、契約金額を変更しようとするものです。

2 変更理由

次の理由等により契約金額の変更をするものです。

(1) 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の適用

本件工事については、令和5年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」といいます。）を適用して予定価格の積算をしており、国の通知を受け令和6年3月4日から実施している「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」の対象工事となります。

当該特例措置に基づき、本件工事の受注者から契約金額の変更に係る協議の請求があり、当該特例措置を適用することが妥当であると認められたものです。

※ 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置

令和6年3月1日以降に契約を締結した建設工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算している工事について、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」といいます。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更に係る協議を請求することができる特例措置

【変更後の契約金額の算出式】

変更後請負代金額＝新労務単価による工事価格×落札率×1.10

落札率は、入札金額を旧労務単価による工事価格で除した数値

(2) 既存図面に記載のない地下構造物の撤去

既存プールの基礎の下部に既存図面に記載のない地下構造物が現れたため、これを撤去する必要が生じたものです。

(3) 山留めの取りやめ

基礎の撤去工事において、敷地内的一部に矢板による山留めを設置する予定としていましたが、基礎の試掘により、周囲への影響がないことを確認できたため、山留めを取りやめるものです。

3 変更内容

契約金額を2,164,800円増額します。